

肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価準備書の
縦覧等について

国土交通省四国地方整備局では、愛媛県大洲市で実施している肱川水系山鳥坂ダム建設事業に関して、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境影響評価準備書の縦覧及び説明会を行い、意見書の提出を求めます。

平成18年12月7日
国土交通省四国地方整備局
山鳥坂ダム工事事務所

< 問い合わせ先 >

国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所

副 所 長 ゆうべ 夕部 しんいち 真一 (内線 204)

調査設計課長 まわたり 馬渡 しんご 真吾 (内線 351)

TEL 0893 - 34 - 3000 (代)

< 同時記者発表 >

別紙の内容で、高松経済記者クラブで四国地方整備局が記者発表しております。

「肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価準備書」 の縦覧等の実施について

1. 準備書の公告

平成18年12月8日に官報において公告します。(別紙 1)

2. 準備書等の内容と縦覧方法

(1) 準備書等の内容

「準備書」、「準備書要約書」、「パンフレット(準備書のあらまし)」

(2) 準備書の縦覧方法

下記「3.(1)縦覧場所」にて縦覧可能です。

山鳥坂ダム工事事務所のホームページでご覧いただけます。

(<http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosai/>)

山鳥坂ダム工事事務所で、縦覧期間中に「準備書」及び「準備書要約書」の貸出を行います(最長7日間)。また、電子データ(CD)での貸出も行います。

「パンフレット(準備書のあらまし)」は、「3.(1)縦覧場所」で配布いたします。

3. 環境影響評価準備書の縦覧

(1) 縦覧場所

国土交通省 四国地方整備局 総務部総務課 情報公開室	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎
国土交通省 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所	愛媛県大洲市肱川町予子林6番地4
愛媛県 本庁舎	松山市一番町4丁目4番地2号
大洲市役所 本庁舎	愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市役所 長浜支所	愛媛県大洲市長浜甲480番地の3
大洲市役所 肱川支所	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂74番地
大洲市役所 河辺支所	愛媛県大洲市河辺町植松548番地
西予市役所 本庁舎	愛媛県西予市宇和町卯之町3丁目434番地1
西予市役所 野村総合支所	愛媛県西予市野村町野村12号619番地
西予市役所 城川総合支所	愛媛県西予市城川町下相945番地

(2) 縦覧期間

平成18年12月8日(金)～平成19年1月15日(月)

(土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日～1月3日までを除く)

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時00分まで(12時から13時までを除く)

(4) 貸出について(山鳥坂ダム工事事務所のみ対応)

上記2.のとおり、山鳥坂ダム工事事務所では、縦覧期間中に「準備書」及び「準備書要約書」

の貸出を行います(最長7日間)。数に限りがあるため、状況によってはお待ちいただく場合がありますのでご了承下さい。また、電子データ(CD)での貸出もを行います。

なお、貸出には本人であることを確認できるものが必要です。

4. 説明会の開催

平成18年12月17日(日) 午後1時30分開場(午後2時～午後4時30分)

大洲市肱川公民館 3階会議室(約100席)、大洲市肱川町山鳥坂73番地

平成18年12月19日(火) 午後1時30分開場(午後2時～午後4時30分)

リジェール大洲 2階クリスタルホール(約250席)、大洲市東大洲1582番地

会場の場所については、会場案内図(別紙 2)のとおり。

当日参加される方は、「説明会参加要領(別紙 3)」をご確認下さい。

事前の申し込みは必要ありませんが、席に限りがありますので先着順での入場とさせていただきます。

また、両会場とも駐車場はありますが、数に限りがあるため、なるべく乗り合わせでのご来場をお願いします。

5. 意見書の提出

(1) 提出期間

平成18年12月8日(金)～平成19年1月29日(月)

(2) 提出方法

持参又は郵送のみとします。提出期間内の消印があるもののみ有効ですので、余裕をもってお出し下さい。また、E-mail、FAXでは受け付けておりませんので、あらかじめご了承下さい。

(3) 提出先

国土交通省 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所 調査設計課宛

〒797-1505 大洲市肱川町予子林6番地4

持参の場合は、平日の午前8時30分～午後5時に事務所総務課受付へお願いします。

(4) 記載事項

氏名及び住所(法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

提出の対象である準備書の名称

準備書について環境の保全の見知からの意見(日本語により、意見の理由も含めて記載して下さい。)

なお、別紙「意見書の記載事項について(別紙 4)」をご参考にしてください。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所 調査設計課

TEL:0893-34-3000(代表)

肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第十六条の規定に基づき次のとおり公告し、準備書を縦覧に供する。

また、法第十七条の規定により、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。
なお、準備書について、法第十八条の規定により環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成十八年十二月八日

国土交通省四国地方整備局長 北橋 建治

一 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名

国土交通省四国地方整備局長

北橋

建治

事業者の住所

香川県高松市サンポート三番三三号

二 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称 肱川水系山鳥坂ダム建設事業

対象事業の種類 ダム新築事業

対象事業の規模 貯水面積七六ヘクタール（サーチャージ水位における貯水池の区域の面積）

三 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県大洲市

四 関係地域の範囲

愛媛県大洲市、同県西予市

五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

香川県高松市サンポート三番三三号 高松サンポート合同庁舎

国土交通省四国地方整備局総務部総務課（情報公開室）

愛媛県大洲市肱川町予子林六番地四

国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所

愛媛県松山市一番町四丁目四番地二号

愛媛県庁

愛媛県大洲市大洲六九 番地の一

大洲市役所

愛媛県大洲市長浜甲四八 番地の三

大洲市役所長浜支所

愛媛県大洲市肱川町山鳥坂七四番地

大洲市役所肱川支所

愛媛県大洲市河辺町植松五四八番地

大洲市役所河辺支所

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目四三四番地一

西予市役所

愛媛県西予市野村町野村一二号六一九番地

西予市役所野村総合支所

愛媛県西予市城川町下相九四五番地

西予市役所城川総合支所

縦覧期間

平成十八年十二月八日から平成十九年一月十五日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から一月三日までを除く。）

縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで（午前十二時から午後一時までを除く。）

六 意見書の提出

法第十八条第一項の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出することができる。

七 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

平成十九年一月二十九日まで

提出先

愛媛県大洲市肱川町予子林六番地四（郵便番号七九七 一五 五）

国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所調査設計課

意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 意見書の提出の対象である準備書の名称

三 準備書についての環境の保全の見地からの意見

意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載すること。

八 説明会の開催を予定する日時及び場所

開催日時

第一回 平成十八年十二月十七日午後二時から

第二回 平成十八年十二月十九日午後二時から

開催場所

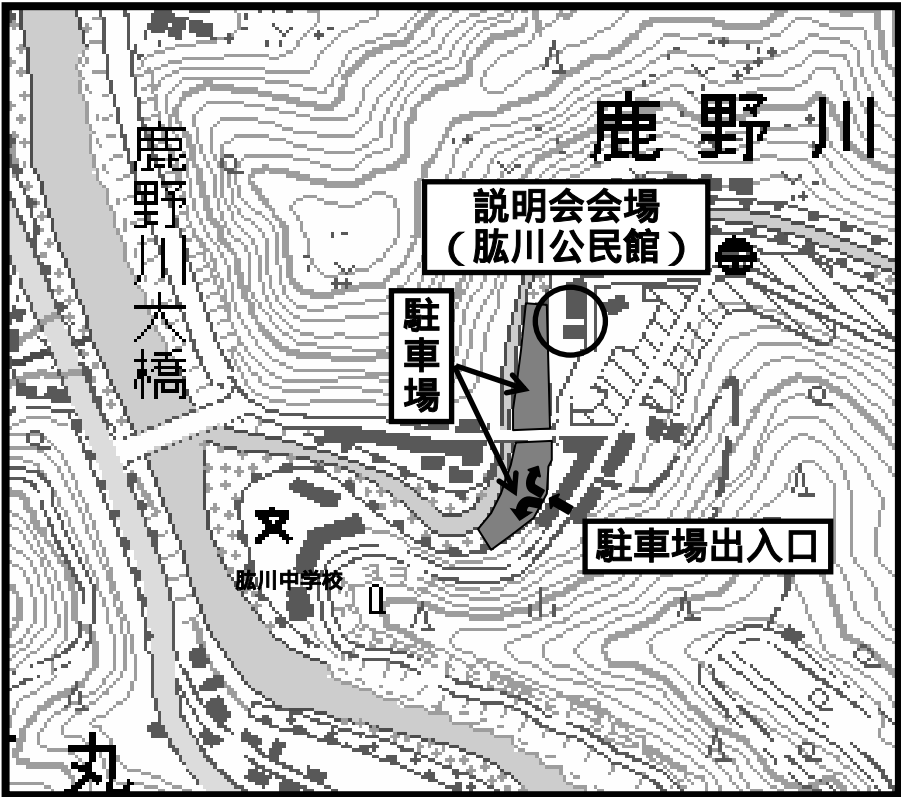
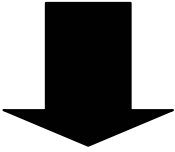
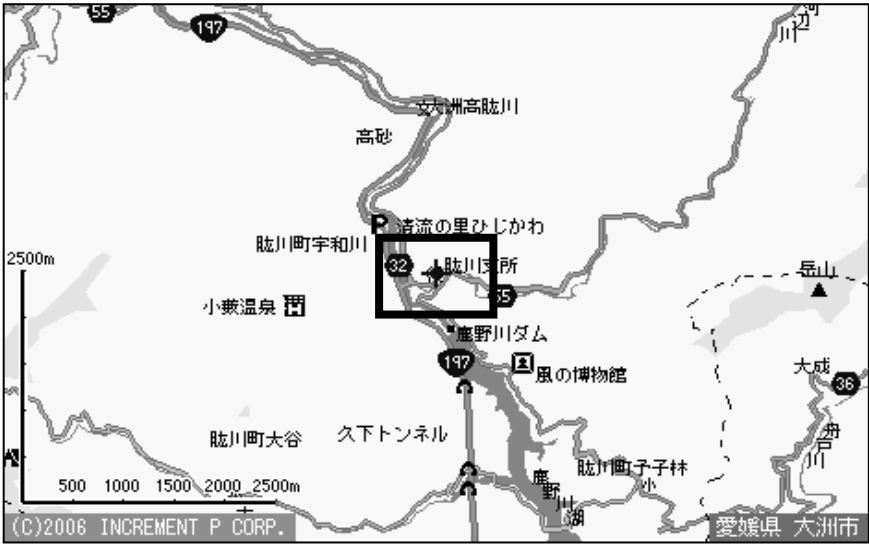
第一回 愛媛県大洲市肱川町山鳥坂七三番地

大洲市肱川公民館

第二回 愛媛県大洲市東大洲一五八二番地

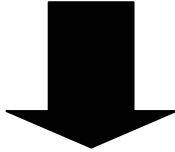
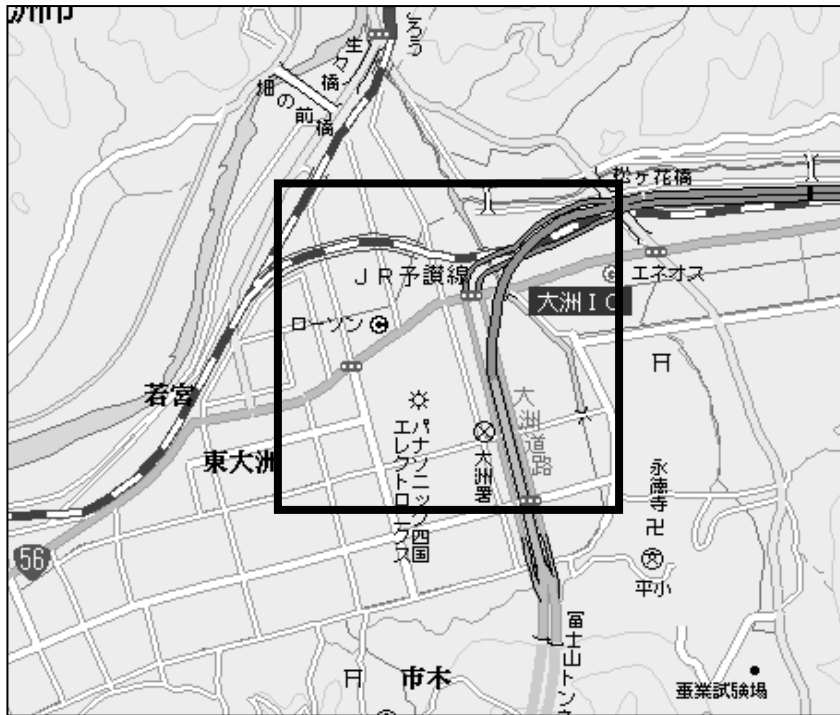
リジエール大洲

環境影響評価準備書説明会 会場案内図



大洲市肱川公民館
大洲市肱川町山鳥坂73番地
TEL:0893-34-2307

環境影響評価準備書説明会 会場案内図



リジェール大洲
大洲市東大洲1582番地
TEL:0893-25-2300

「山鳥坂ダム環境影響評価準備書」説明会参加要領

国土交通省四国地方整備局

(趣 旨)

説明会は、環境影響評価法第17条に基づき、山鳥坂ダム環境影響評価準備書(以下「準備書」という)の内容を周知することを目的として開催するものです。

この要領は、説明会を円滑に進めるため、必要な事項を定めたものです。

(説明会)

- 1) 説明会に参加される方は、会議場に入室する前に受付において「参加者受付簿」に必要事項を記入し、「参加者」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 多くの方に参加いただけるよう席の確保に努めますが、会場の都合により満席となった場合は、入室をお断りすることがありますので、ご了承下さい。
- 3) 説明会における御質問につきましては、できるだけ多くの方にお答えするため、次のことを御了承下さい。
質問は準備書の内容に関するものに限らせていただきます。
質問者が多数おられる場合には、発言回数を制限させていただく場合があります。
お答えに長時間を要する事項等に関する質問につきましては、後日お答えさせていただく場合があります。
- 4) 説明会の円滑な進行のため、参加者は会議場内において次の事項を遵守して下さい。
携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないで下さい。
司会者の指示に基づかない発言、私語などをしないで下さい。
ヤジ、拍手などをしないで下さい。
プラカード、はちまき、腕章の類をしないで下さい。
みだりに会場内を動き回らないで下さい。
会場内でビラ等を配布しないで下さい。
前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり進行の妨げとなるような行為はしないで下さい。
- 5) 事務局は、説明会参加者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、参加者に退室をお願いすることがありますのでご了承下さい。
- 6) 以上のほか、参加者は事務局の指示に従ってください。

意見書の記載事項について

意見書には、次の事項を記載して下さい。

- ・意見書を提出しようとする方の氏名、住所(法人その他の団体の場合には、その名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である準備書の名称
「肱川水系山鳥坂ダム建設事業の環境影響評価準備書」
- ・準備書についての環境の保全の見地からの意見
なお、意見は日本語により、意見の理由を含めて記載して下さい。

意見書の様式は決まったものではありませんが、下の様式例を参考にして下さい。

意見書様式例

準備書についての意見書

1. 準備書の名称 肱川水系山鳥坂ダム建設事業の環境影響評価準備書

2. 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見
(意見)

。

(意見の理由)

。

3. 住所・氏名

住所 〒 - 愛媛県 郡 町 番地

氏名

法人その他の団体の場合には、その名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地を記入してください。